

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 国庫支出金		55,831
	1 国庫負担金	55,831
2 財産収入		252
	1 財産運用収入	252
3 繰入金		84,207
	1 繰入金	84,207
4 県債		81,000
	1 県債	81,000
歳入	合計	221,290

歳出

款	項	金額
1 災害救助費		221,290

	1 災害救助費	221,290
歳出	合計	221,290

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害救助基金貸付金	81,000	災害救助法の定めるところによる。	無利子	災害救助法の定めるところによる。
計	81,000			

4 平成20年度山梨県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成20年度山梨県母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ197,525千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		6,019
	1 繰入金	6,019

2	繰越金			100,763
		1	繰越金	100,763
3	諸収入			90,743
		1	貸付金元利収入	90,739
		2	雑収入	4
歳入		合計		197,525

歳出

款	項	金額
1	母子寡婦福祉費	197,525
	1 母子寡婦福祉費	197,525
歳出	合計	197,525

5 平成20年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算

平成20年度山梨県中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,782,641千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰 入 金		75,421
	1 繰 入 金	75,421
2 繰 越 金		4,763,004
	1 繰 越 金	4,763,004
3 諸 収 入		2,744,216
	1 貸 付 金 償 還 金	2,744,214
	2 雑 入	2
4 県 債		1,200,000
	1 県 債	1,200,000
歳 入	合 計	8,782,641

歳 出

--	--	--

款	項	金額
1 中小企業近代化資金	中小企業近代化資金	8,782,641
	1 中小企業近代化資金	5,282,641
	2 一般会計繰出金	3,500,000
歳出	合計	8,782,641

第2表 債務負担行為

事	項	期	間	限	度	額
財団法人やまなし産業支援機構が、平成20年度において小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、県及び中小企業金融公庫又は銀行その他の金融機関からの借入金並びに同機構の自己調達資金により行う設備貸与事業について損失を生じた場合、同機構に対しその損失を補償すること。		平成20年度から平成28年度まで		借入元本2,200,000千円及び自己調達資金100,000千円の元利合計金額（遅延利息を含む。）の45%以内（リースにあっては50%以内）		
財団法人やまなし産業支援機構が、平成20年度において、県及び金融機関からの借入金により行う県単独中小企業設備貸与事業について損失を生じた場合、同機構に対しその損失を補償すること。		平成20年度から平成27年度まで		借入元本1,000,000千円の元利合計金額（遅延利息を含む。）の45%以内（リースにあっては50%以内）		

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金貸付	1,200,000	普通貸借	1.6%以内	中小企業基盤整備機構の定める融資条件による。
計	1,200,000			

6 平成20年度山梨県農業改良資金特別会計予算

平成20年度山梨県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ362,814千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額	額
1 繰入金			42,908
	1 繰入金		42,908
2 繰越金			120,232

	1 繰越金	120,232
3 諸収入		122,978
	1 貸付金償還金	122,714
	2 雑入	264
4 県債		76,696
	1 県債	76,696
歳入	合計	362,814

歳出

款	項	金額
1 農業改良資金		362,814
	1 資金貸付金	362,814
歳出	合計	362,814

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業改良資金 貸付	69,730	普通貸借	無利子	農業改良資金助成法の定めるところによる。
就業支援資金 貸付	6,966	同上	同上	青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の定めるところによる。
計	76,696			

7 平成20年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

平成20年度山梨県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,133,748千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

款	項	金額	額
1 繰越金			2,800,712
	1 繰越金		2,800,712
2 諸収入			1,333,036
	1 貸付金元利収入		1,333,036

歳入	合計		4,133,748
----	----	--	-----------

歳出

款	項	金額	額
1 市町村振興資金 貸付			4,133,748
	1 資金貸付金	3,030,358	
	2 償還金	103,390	
	3 一般会計繰出金	1,000,000	
歳出	合計		4,133,748

8 平成20年度山梨県税証紙特別会計予算

平成20年度山梨県税証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,354,710千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額	額

1 県税証紙収入	1 県税証紙収入		3,354,708
	2 繰越金		2
2 繰越金	1 繰越金		2
	2 繰越金		2
歳入	合計		3,354,710

歳出

款	項	金額
1 繰出金		
	1 一般会計繰出金	3,354,710
	合計	3,354,710

9 平成20年度山梨県集中管理特別会計予算

平成20年度山梨県集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ116,519,983千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額	額
1 使用料及び手数料			50,908
	1 使用料		50,908
2 繰入金			103,807
	1 繰入金		103,807
3 繰越金			2
	1 繰越金		2
4 諸収入			116,365,266
	1 振替収入		116,365,266
歳入	合計		116,519,983

歳出

款	項	金額	額
1 自動車管理費			50,909

	1 自動車管理費	50,909
2 給与管理費		
	1 給与管理費	116,345,763
3 通信管理費		
	1 通信管理費	82,000
4 車両燃料管理費		
	1 車両燃料管理費	41,311
歳出	合計	116,519,983

10 平成20年度山梨県商工業振興資金特別会計予算

平成20年度山梨県商工業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,930,633千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額

1 諸 収 入			
	1 貸付金償還金		3,930,633
歳 入	合 計		3,930,633

歳 出

款	項	金 額
1 商 工 業 振 興 資 金 金		
	1 商 工 業 振 興 資 金 金	3,930,633
歳 出	合 計	3,930,633

11 平成20年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成20年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ162,856千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 繰 越 金		51,454

2 諸 収 入	1 繰 越 金	51,454
	1 貸 付 金 償 還 金	111,402
	2 雑 入	2
歳 入	合 計	162,856

歳 出

1 林 業 ・ 木 材 産 業 資 金 改 善 資 金 貸 付 金	1 資 金 貸 付 金	72,644
	2 木 材 産 業 等 高 度 化 推 進 資 金 貸 付 金	89,012
	1 資 金 貸 付 金	89,012
3 林 業 就 業 促 進 資 金 貸 付 金	1 資 金 貸 付 金	1,200
	合 計	162,856

12 平成20年度山梨県流域下水道事業特別会計予算

平成20年度山梨県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,774,130千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金	1 負担金	3,431,158
2 県支出金	1 県補助金	1,700,108
3 繰入金	1 繰入金	2,352,316

4 繰越金			3,185
	1 繰越	金	3,185
5 諸収入			34,363
	1 雑	入	34,363
6 県債			2,253,000
	1 県	債	2,253,000
歳入合計			9,774,130

歳出

款	項	金額	額
1 流域下水道費			5,854,440
	1	流域下水道管理費	2,939,228
	2	流域下水道事業費	2,915,212
2 公債費			3,918,690
	1	公債費	3,918,690

3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		9,774,130

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
富士北麓流域下水道建設事業に係る富士北麓3号幹線管渠敷設工事（富士吉田市）について請負契約を締結すること。	平成21年度		120,000 千円
峡東流域下水道建設事業に係る浄化センター沈砂池ポンプ設備工事（笛吹市）について請負契約を締結すること。	平成21年度		200,000 千円
釜無川流域下水道建設事業に係る韮崎第2ポンプ場設備工事（韮崎市）について請負契約を締結すること。	平成21年度		240,000 千円

第3表 地方債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
			9.0%以内	

流域下水道事業費	585,000	普通債券発行	同上	(ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の直した後において、当該利率は、当該利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができ。
借換債	1,668,000	同上	同上	同上	同上
計	2,253,000				

13 平成20年度山梨県公債管理特別会計予算

平成20年度山梨県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ105,371,985千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
---	---	----

1 財產收入			102,165
	1 財產運用收入		102,165
2 繰入金			75,993,740
	1 一般会計繰入金		75,993,740
3 県債			29,276,080
	1 県債		29,276,080
歳入	合計		105,371,985

歳出

1 公債費	款	項	金額
			105,269,820
2 諸支出金		1 公債費	105,269,820
		1 県債管理基金積立金	102,165
歳出	合計		105,371,985

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	29,276,080	普通債券発行	9.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行つた後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができるとする。
計	29,276,080			

14 平成20年度山梨県営電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成20年度山梨県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間目標供給電力量 475,531,000キロワットアワー

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 電気事業収益 3,779,725千円

第1項 営業収益 3,694,275千円

第2項 財務収益 44,086千円

第3項 附帯事業収益 35,101千円
 第4項 事業外収益 6,233千円
 第5項 特別利益 30千円

支出

第1款 電気事業費用 3,331,770千円

第1項 営業費用 3,060,937千円

第2項 財務費用 120,709千円

第3項 附帯事業費用 30,525千円

第4項 事業外費用 114,569千円

第5項 特別損失 30千円

第6項 予備費 5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額587,257千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額16,713千円、地域文化振興・環境保全積立金100,000千円及び過年度分損益勘定留保資金470,544千円で補てんするものとする。）

収 入

第1款 資本的収入	160,534千円
第1項 固定資産売却代金	10千円
第2項 長期貸付金償還金	160,524千円

支 出

第1款 資本的支出	747,791千円
第1項 水力発電設備改良費	299,009千円
第2項 業務設備改良費	2,641千円
第3項 水力発電地点開発調査費	11,550千円
第4項 水力発電設備改良調査費	37,800千円
第5項 企業債償還金	296,791千円
第6項 繰 出 金	100,000千円

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と事業外費用との間
- (2) 営業費用と附帯事業費用との間

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費等

（たな卸資産購入限度額）

第7条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

15 平成20年度山梨県営温泉事業会計予算

（総則）

第1条 平成20年度山梨県営温泉事業会計の予算は、次に定めるところによる。（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給湯口数	554口
(2) 年間総給湯量	951,000立方メートル
(3) 一日平均給湯量	2,605立方メートル

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 温泉事業収益	170,444千円
第1項 営業収益	168,412千円
第2項 営業外収益	2,022千円
第3項 特別利益	10千円

支 出

第1款 温泉事業費用	159,804千円
第1項 営業費用	158,159千円
第2項 営業外費用	635千円
第3項 特別損失	10千円
第4項 予備費	1,000千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額126,038千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,254千円及び建設改良積立金119,784千円で補てんするものとする。）

収 入

第1款 資本的収入	5,252千円
第1項 固定資産売却代金	10千円
第2項 工事負担金	5,242千円

支 出

第1款 資本的支出	131,290千円
第1項 温泉事業設備改良費	131,290千円

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用との間

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に

流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 53,096千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

16 平成20年度山梨県営地域振興事業会計予算

(総則)

第1条 平成20年度山梨県営地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 丘の公園年間総収容人員 244,661人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 地域振興事業収益 157,676千円

第1項 営 業 収 益 157,504千円

第2項 営 業 外 収 益 162千円

第3項 特 別 利 益 10千円

支 出

第1款 地域振興事業費用 240,648千円

第1項 営 業 費 用 233,014千円

第2項 営 業 外 費 用 6,624千円

第3項 特 別 損 失 10千円

第4項 予 備 費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 93,015千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,500千円、過年度分損益勘定留保資金10,420千円及び当年度分損益勘定留保資金 81,095千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 10千円

第1項 固 定 資 産 売 却 代 金 10千円

支 出

第1款 資本的支出 93,025千円

第1項 地域振興事業設備改良費 31,500千円

第2項 他 会 計 借 入 金 償 還 金 60,525千円

第3項 予 備 費 1,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、80,000千円と定める。

(予定支出の各経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

17 平成20年度山梨県営病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成20年度山梨県営病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 中央病院

ア 病 床 数 691床

イ 年 間 入 院 患 者 数 199,228人

ウ 年 間 外 来 患 者 数 274,601人

エ 1 日 平 均 入 院 患 者 数 546人

オ 1 日 平 均 外 来 患 者 数 1,130人

(2) 北 病 院

ア 病 床 数 200床

イ 年 間 入 院 患 者 数 66,722人

ウ 年 間 外 来 患 者 数 61,641人

エ 1 日 平 均 入 院 患 者 数 183人

オ 1 日 平 均 外 来 患 者 数 254人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益 17,504,504千円

第1項 医 業 収 益 15,180,468千円

第2項 医 業 外 収 益 2,323,656千円

第3項 特別利益 380千円
支出

第1款 病院事業費用 18,292,742千円
 第1項 医業費用 17,266,455千円
 第2項 医業外費用 1,022,037千円
 第3項 特別損失 3,250千円
 第4項 予備費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額559,400千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入 1,308,734千円

第1項 企業債 396,000千円

第2項 負担金 912,734千円

支出

第1款 資本的支出 1,868,134千円

第1項 中央病院施設改良費 215,484千円

第2項 北病院施設改良費 87,198千円

第3項 中央病院建設費 147,321千円

第4項 企業債償還金 1,418,131千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中央病院		普通貸借又	9.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合 には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他

施設改良費	209,000千円	は債券発行	利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
北病院施設改良費	86,000千円	同上	同上	同上
中央病院建設費	101,000千円	同上	同上	同上
計	396,000千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用との間
(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 7,375,014千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、575,830千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、4,727,126千円と定める。